

Q1 日本で離婚手続きを行うために、子連れで日本に帰国することは問題ないでしょうか。

A 書面による片方の親の同意書なしに子を国外に連れ出すことは、片方の親権侵害と見なされ犯罪の可能性が考えられます。誘拐のように見られますので、慎重に考える必要があります。例を挙げると、米国に戻れば、すぐに親が逮捕される、または親が国際的な誘拐として捜査される可能性があります。もし親権や面会権が決定される前に、あなたの子供を国外に連れて行きたいのであれば、国際的な親権問題に詳しい弁護士と相談することを強くお勧めします。たとえあなたがDVの犠牲者であり、あるいはビザの有効期限がきれているような問題があったとしても、あなたは裁判所または弁護士に相談すべきです。

Q2 共同親権とは何ですか。また、法的親権と監護権の違いは何でしょうか。

A アリゾナでは、「親権」、「法的親権」、「監護権」や「面会交流」に対する表現が変わりました。「親権」は親とその子供の間における法的で実際的な関係を説明するための一般的な言い方となりました。「法的親権」は教育、医療、住宅、宗教のような子供の養育法を決めるための親の権利を指します。「監護権」はどちらの親が普段子供と住むのかの権利で、「面接交流」とはもう一方の親がいつ子供に会えるのかを述べています。

「法的親権」は現在では「法的意思決定」と呼ばれています。離婚後、両親は共同の法的意思決定をできるし、または一人の親が単独の法的意思決定をすることもできます。共同の法的意思決定では両方の親が教育、医療、住宅や宗教のような子供の養育問題について一緒に協議して決定しなくてはなりません。もし一人の親が単独法的意思決定者であれば、その親が決定をし、両方の親が合意する必要はありません。

「監護権」や「面会交流」は「ペアレンティングタイム」という表現に換わりました。子供がどちらの親とでも過ごす時間はすべて親の子育て時間です。普段は子供は多くの時間を一方の親と住むこととなります。その親の家は子供の「主な住まい」と呼ばれ、その親は「主な住まいの親」と呼ばれます。

Q3 養育費はどのように決められるのですか。

A 離婚後、両方の親は子供が18歳になるまで子供を扶養する義務があります。養育費の額はアリゾナ州のガイドラインに基づいて決定されます。裁判所が養育費を設定する場合、誰が何をいくら払っているのか、両親それぞれの収入、それぞ

れの親が子供と過ごす時間の割合など全てが考慮されます。裁判所は子供の医療費の支払いを命じることができ、養育費の額を決定するのにこれらすべての経費を考慮することができます。

Q4 相手からのDVがひどくて離婚したいのですが離婚裁判時にDVを主張すると、相手親から子供を遠ざけるための抗弁と思われ不利と聞いたのですが、それは本当ですか？

A アリゾナ州は無過失の州ですので離婚に対しての理由はありません。しかし、DVは法的な決定や子供のペアレンティングタイム（親権や面会交流）の要素となります。DVの事実があれば、出来るだけ早く専門家と会い何をする必要があるか相談することが大切です。離婚が進んでゆけば、裁判官は子供にとっての最善の環境を考慮した上で法的なペアレンティングタイムの決定を下します。一般的に、両方の親の関わりあいが見られています。裁判所は子供の年齢、親としての能力、家庭での暴力や薬物中毒などの全体の像を把握した上で法的意思決定やペアレンティングタイムを決めます。この手続きの間に、もしDVがあれば裁判官の決定の要因となります。同時に誰が子供のニーズに一番応えられるかということも要因となります。裁判官は子供と親との良好な関係を築くために片方の親がもう一方の親とどう協力できるのかどうかをも考慮します。もし一方の親が協力的でない態度を示すようであれば、親の疎外行為と見なされ法的意思決定やペアレンティングタイムの裁判所の決定に影響するかもしれません。専門家とよく相談して下さい。

Q5 DVが裁判で認定されるためには、どのような証拠が必要であり、またどのような手続きが必要ですか。

A 通常、裁判所では証言(Witness Testimony)と証拠書類(Exhibits)が考慮されません。家庭裁判所の裁判官は資料が裁判官に渡されなければ、刑事上の裁判所の記録なのか警察の記録なのか分からないでしょう。普通はこの情報はあなたから、あなたの証人から、あるいは証拠書類から渡されるようになります。裁判所で使われる証拠は下記の通りです。しかし、弁護士によってはこれ以外の証拠を用意するかもしれませんので、詳しくは弁護士と相談されることをお勧めします。

DV被害の立証に用いられる証拠の例：

証言 (Witness Testimony)

- DV被害者の証言
- DVの目撃者の証言
- 専門家の証言

証拠書類 (Exhibits)

- 警察調書のコピー
- 病院の診断書のコピー (DVにより負傷し、病院で治療を受けた場合)
- 写真
- 電話における会話の録音
- テキストメッセージ
- 電子メール
- ビデオ

Q6 子供の親権を渡さないと自分の滞在ビザに同意をしない、クレジットカードを取り上げると述べ、自分を現在住んでいる国から追い出そうとしています。どのようにしたら公平に離婚および子供の親権について協議できるでしょうか。

A 裁判所は子どもにとって何が最善であるかを考慮して法的意思決定やペアレンティングタイム (監護権と面会交流) を決定します。親の環境が子どもにとって有害であるとみなされない限り、親の法的滞在資格や収入は関係ありません。親は自分自身と子どものためにシェルターや福祉サービスの援助を受けることができます。そして生計を立てていくためにいつでも養育費を要求することができます。もし配偶者から経済的な制約を受けたり、配偶者がDVの加害者であったり、ビザのスポンサーである場合、移民救済措置がとられます。

女性に対する暴力に関する法律 (VAWA)

移民国籍法(Immigration and Nationality ACT:INA)の条項にある女性に対する暴力条例(The Violence Against Women Act :VAWA)は、事情のある 米国民権保持者や永住権保持者の配偶者、子供や親に対して、虐待者に知られずに自分達で申立書の申請をすることを許可しています。スポンサーなしで永住権の申請ができます。もしあなたが2年の期限付きの永住権を持っていれば、10年の永住権に延長する申請ができます。VAWAに対してDVや結婚の証拠を提出しないとなりません。加害者に申請を知らせずに、被害者は加害者からの安全と独立の両方を求めることが許されるものです。

U ビザ

DV 加害者が米国民権保持者および永住権保持者 (グリーン カード所持者) のいずれでもない場合で、犯罪が報告されており、被害者が警察機関と協力的で、警察機関が証明書をだすようであれば、被害者はUビザを申請することができます。Uビザは犯罪の被害者に発行される4年の非移民ビザです。これはまた被害者の子供、未成年の兄弟/姉妹や親にも適用となります。もしあなたがVAWAやUビザの取得を考えているのなら、専門の弁護士やDV被害者支援団体にご相談ください。

Q7 経済力がなくて弁護士が雇えません。この国の言葉も話せないことから離婚裁判において主張できず困っています。どうしたらよいですか。

A 米国には限られた予算で低所得者に対する無料法律相談サービスや法的援助サービスを提供している弁護相談団体があります。www.azlawhelp.orgでは、無料の情報照会や低額の法律サービスを他のインターネットサイトと同様におこなっています。アリゾナ州のどこの家庭裁判所に訴状を提出したかによって、低所得者に無料法律相談サービスや法的援助を提供している弁護相談団体が違います。Community Legal Service (CLS).www.clsaz.org, はフィーンエックス市と中央アリゾナ地区にあります。一方、DNA People's Legal Services (DNA), www.dnalegalservices.org は北アリゾナ地区に、そして南アリゾナには Southern Arizona Legal Services (SALA), www.sazlegalaid.org という団体があります。アリゾナ弁護士協会 www.azbar.org に連絡すると、弁護士がどの言語を話すか、またどの地域を担当しているかで検索する事が出来ます。またアリゾナ州の裁判所では、日本語の法廷通訳を依頼することができます。

Q8 面会交流とは何ですか。なぜ離婚したあとも子供を相手親に会わせないといけないのですか。

A 面会交流とは、ペアレンティングタイムとして知られる親が定期的子供に面会する権利のことです。両親が離婚後も子供と関わり続けることが出来る事を理想としています。それゆえ、片親親権になった場合でも、もう一方の親には子供との面会交流権が認められます。

Q9 離婚裁判の結果、面会交流の実施についても判決が下りました。しかし離婚前の相手方の行動を考えると、面会交流中の子供に対する危害が心配でなりません。どうしたら良いですか？

A 裁判所の判断により、子供に虐待していた親に対しても面会交流が認められることがあります。子供の安全を確保し保護するために、面会交流には面会時に第三者が立ち会うことが条件に加えられることもあります。これは面会交流監督プログラムと呼ばれます。面会を監督する第三者には、両親が知っている人たとえば家族のメンバー、または裁判所が認めたエージェンシーがなることができます。裁判所は、監督付面会交流の日時を取りきめ、同様に誰が監督者にふさわしいかの命令も出します。たとえ虐待があり、監督付面会交流の命令が下った場合でも、親の関与が子供の幸福や健康に大切であるという観点から、裁判所は養育権を認

めることもあります。養育権をどこまで認めるかについて、裁判所は加害者が DV 加害者プログラムに参加しているか、他の DV 事件を起こしていないか、アルコール薬物中毒プログラムなどのクラスを受けているか、また子育て教室に通っているかなどの事柄を考慮します。監督付面会交流に何も問題がなければ、裁判所は監督無しの面会を認めることもあります。もし面接交流中に子供が虐待を受けたり危険に晒されたりするという問題があった場合には、すぐに児童福祉局に連絡をして下さい。

注意：このウェブサイトは一般的な情報を伝えることを目的としており、法的なアドバイスまたは意見を提供するためのものではありません。ご自分のケースに関するご質問は、弁護士にお問い合わせください。